

方針の策定にあたって

1 方針策定の趣旨

日田市教育行政実施方針については、平成 12 年に策定しました平成 22 年度を目標年度とする「第 4 次日田市総合計画」を上位計画とし策定をしていましたが、今回、この「第 4 次日田市総合計画」が、市町村合併による「新日田市」の誕生にあわせ、平成 19 年度を初年度とした「第 5 次日田市総合計画」に改定されましたので、日田市教育行政実施方針についても内容を見直し、新市の基本理念にあわせ策定をするものです。

2 方針の性格

日田市教育行政実施方針は、「第 5 次日田市総合計画・基本計画」の教育部門の実施方針であり、主に「第 5 次日田市総合計画・基本計画」で示された分野別施策方針「心豊かで輝く人の育つまちづくり」を実現するための具体的な取り組みを示しています。

3 方針の期間

計画期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とし、社会情勢等の変化にあわせ適宜見直しを行います。

4 方針の構成

日田市教育行政実施方針は、「現状と課題」、「これからの基本方向」、「主な取り組み」及び「目標指標」で構成します。

5 方針の体系 別紙 (P2)

6 方針の進行管理

日田市教育行政実施方針は、可能な限りの目標指標を掲げ、施策や事業の進捗状況の把握に努め、未達成事業の原因分析など実施方針の進行管理に努めます。

5 方針の体系

明日の日田を築く心豊かな人づくり

○学校教育の充実

- I 「生きる力」を育てる学校教育の推進
 - 1 義務教育の充実
 - 2 特別支援教育の推進
 - 3 高等教育の充実
 - 4 就学前教育の充実
- II 信頼と協働による学校づくりの推進
 - 1 安全・安心な学校づくり
 - 2 豊かで適正な教育環境の整備
 - 3 安全・安心な学校給食の提供

○生涯学習の充実

- III 生涯学習社会の形成と社会教育の推進
 - 1 市民の生涯学習を支えるための基盤整備
 - 2 社会教育の推進
 - 3 図書館機能の充実と読書活動の推進
 - 4 博物館の整備と機能の充実
- IV 青少年の健全育成
 - 1 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実
 - 2 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進

○文化財の保護・整備

- V 文化財の保存と活用
 - 1 保存と活用に向けた体制の充実
 - 2 保存と活用に向けた環境の整備
 - 3 愛護意識の高揚と愛護活動への支援

○スポーツ・レクリエーションの振興

- VI 市民スポーツの振興
 - 1 スポーツ・レクリエーションの振興

○互いに尊重しあえる社会の実現

- I 「生きる力」を育てる学校教育の推進
 - 1 学校人権教育の充実
- III 生涯学習社会の形成と社会教育の推進
 - 1 社会教育における人権教育の充実

○開かれた教育行政の推進

教育行政基本方針

情報化、国際化の進展、少子高齢社会の到来等の社会環境の変化に伴い、心豊かで充実した生活を送るための学習要求は増大し、多様化、高度化しています。

こうした社会環境の変化を受けて、子どもたちは、学ぶ意欲や自律心の低下等の深刻な問題を抱えており、そのため、学校教育では、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成する教育が求められています。そこで、学校教育の場では、地域の特性を生かした特色ある学校教育の展開を進め、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、「生きる力」をはぐくみます。

また、生涯を通じて、子どもから高齢者までの多様な学習要求に対応した、魅力ある学習機会や発表の場の提供など生涯学習環境の充実を図るとともに、誰もがいつでも気軽に楽しめる市民スポーツ・レクリエーションを推進するために、多様なニーズに対応した体育施設やスポーツ公園等の整備・充実に努めます。

さらに、地域に残る豊かな自然、歴史と伝統にはぐくまれた文化財を貴重な財産として後世に伝えていくため、その調査・保存に努め、史跡や博物館の整備を行い、併せて教育や観光等様々な分野で活用します。

また、人権教育や啓発活動においては、学習内容の工夫や指導的人材の育成等を図り、互いに尊重しあえる社会の実現を目指します。

教育委員会では、こうした認識のもとに、市民が真に誇りと愛着を持ち心の豊かさや幸せを実感できるまちづくり、人間性のあふれる市民生活を実現するために「第5次日田市総合計画」の「自ら関わり、共に創るヒューマンシティ」を基本理念に「人と自然が共生し、やすらぎ・活気・笑顔に満ちた交流都市」実現のため、人間尊重と教育基本法の本質にのっとり、心のかよい合う教育を推進します。

このため、「明日の日田を築く心豊かな人づくり」をめざす各種施策を実施し、教育の機会拡大と充実強化に努め、さらに効率的な財政運営にも意を注ぎ、教育施設及び教育環境の整備充実を図るものとします。

I 「生きる力」を育てる学校教育の推進

1 義務教育の充実

現状と課題

- 全国的に子どもたちの規範意識の不足や基本的な生活習慣の乱れ、学力の低下、いじめ・不登校の増加など多くの困難な問題が指摘されています。また、情報化、国際化が進展する中、児童生徒数の減少、核家族化、都市化により家庭や地域の教育力が低下する反面、学校に求められる役割が増大するなど、社会経済情勢や人々の価値観の変化が教育に与える影響が極めて大きくなっています。このような中、自ら学び自ら判断する力などの「生きる力」を育成する教育が求められています。
- 義務教育においては、学校・家庭・地域とが連携しながら、児童生徒の学力や学ぶ意欲を高め、規範意識や自立心の向上を図り、基本的な生活習慣を確立していく中で、確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体）の調和のとれた人間を育成することが求められています。

これからの基本方向

- ① 一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導の充実による「わかる授業」を推進し、確かな学力の育成を図ります。
- ② 心に響く道徳教育・人権教育を推進するとともに郷土の特色を生かした体験活動を実施することにより豊かな心の育成を図ります。
- ③ 学校体育の充実や健康教育・食育の推進により健やかな体の育成を図る。
- ④ 学校開放を進め、家庭・地域との連携協力体制を確立させることにより地域に根ざした信頼される学校作りを図ります。
- ⑤ 健全育成活動を推進し、関係機関との連携体制の確立や強化により一人ひとりを大切にする生徒指導の充実を図ります。
- ⑥ 教職員の資質向上のための専門研修の設定、保護者や児童生徒のための相談活動など教育センター機能の充実を図ります。

主な取り組み

① 確かな学力の育成

ア 一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導の充実など「わかる授業」の実現

○客観的な学力把握のための標準学力検査と学力向上対策の実施

- ・小学校第4学年～中学校第3学年において、全国標準学力検査を実施し、その分析結果に基づいた弱点を補強する対策を実施します。
- ・中学校英語教育指定校を核とした、全教職員で取り組む英語教育を推進します。
- ・学校管理規則の弾力的運用により中学校における長期休業中の授業日の設定を行います。

- 指導方法や指導体制の工夫による児童生徒の実態に応じた「わかる授業」の実現
 - ・T Tによる指導、少人数学習、習熟度別学習、複式解消のための指導体制の工夫等による児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を実施します。
- 地域の実情に応じた、特色ある教育課程の編成
 - ・児童生徒の実態や地域の特徴を生かした教育課程を編成し、教育内容の充実を図ります。
- 日田市独自の補助教材を活用した学力の基礎・基本の定着
 - ・「学習の手引き」と社会科資料集「わたしたちの日田市」を活用して、基礎・基本の定着を図ります。
- 小・中学校の連携の推進
 - ・小・中学校教員による交流研修を実施し、中学校入学初期の生徒への学習指導と生徒指導の充実を図ります。
- 小・中学校を見通した基本的学習習慣の徹底及び家庭学習の支援
 - ・日田市教育委員会版「家庭学習の手引き」を作成し、望ましい学習習慣の確立を図ります。
- イ 総合的な学習の時間の充実
 - 環境教育の推進
 - ・筑後川の水源としての郷土の特徴を生かした環境教育を推進します。
 - ・学校版I S Oを推進し、環境保全に対する実践力を育成します。
 - 英語活動の推進
 - ・A L Tの効果的な活用など中学校における英語教育を見通した実践研究を推進します。
 - 情報教育の推進
 - ・教科学習や総合的な学習において、コンピュータを積極的に活用し、情報活用能力を育成するとともに、情報モラルに関する指導の充実を図ります。
 - ・コンピューターネットワークを活用した学習内容や指導方法の工夫改善を図ります。
 - キャリア教育の推進
 - ・発達段階に応じた組織的なキャリア教育を推進します。
- ② 豊かな心の育成
 - ア 心に響く道徳教育及び人権教育の推進
 - 児童生徒の実態に即した授業や活動の工夫
 - ・学校教育全体を通じた年間指導計画の編成と、児童生徒の実態に応じた資料や共通教材の活用など道徳時間の充実を図ります。
 - 郷土を誇りに思う心の育成
 - ・地域の先哲の教えを学ぶ活動を推進します。
 - イ 生き方を学ぶ「広瀬淡窓・咸宜園」学習の推進
 - 「広瀬淡窓・咸宜園」学習カリキュラムの検討
 - ・広瀬淡窓の生き方や咸宜園教育を学ぶための指導資料の作成や学習カリキュラムの

検討をします。

○「広瀬淡窓・咸宜園」学習の推進

- ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、「広瀬淡窓・咸宜園」に関する学習や体験活動を推進します。

ウ 読書活動の推進

○継続的な読書活動の実施

- ・朝読書など発達段階に応じた継続的な読書活動の推進と図書館利用の促進を図ります。

エ 豊かな体験活動の実施

○郷土の特色を生かした多様な体験活動の実施

- ・郷土の歴史や文化、自然環境等を生かした体験活動や奉仕活動を推進します。

③ 健やかな体の育成

ア 健やかで活力を高める学校体育や運動部活動の充実

○運動の楽しさや喜びを味わい、自ら体力・運動能力を高める活動の推進

○中学校部活動における外部講師の積極的な活用

イ 基本的な生活習慣の確立を図る健康教育の推進

○健康相談等の保健室運営の充実と校内健康教育推進体制の充実

○発達段階を踏まえた体系的、組織的な健康教育の充実

ウ 望ましい食習慣を形成するための食育の推進

○食育に関する年間指導計画の作成と実施

○栄養教諭を活用した授業の実施など食に関する指導の充実

④ 信頼される学校づくり

ア 安全・安心な学校づくりの推進

○安全確保のための危機管理体制の充実

- ・自然災害、不審者等への安全教育及び安全対策の充実を図ります。

○防犯のための緊急連絡体制の充実

- ・日田市のHP等を活用した緊急連絡の同報配信システムを確立します。

○スクールガード事業の充実

- ・地域のスクールガードや安全ボランティアと連携した見守り活動を実施します。

イ 開かれた学校づくりの推進

○学校評価システムの推進

- ・学校自己評価の充実と外部評価委員会の有効活用による学校運営の活性化を図ります。

○教育を考える週間（全市一斉学校開放日）の設定

- ・オープンスクールの開催により、保護者や地域の方々に対して、学校や児童・生徒、教育についての関心と理解を深めます。

○情報公開の推進

- ・市報やHP、学校だより等による学校情報の公開を積極的に行います。

ウ 家庭・地域との連携協力体制づくりの推進

○学校評議員制度及び学力向上会議の有効活用

- ・学校評議委員会と学力向上会議を実施し、学校、家庭、地域の連携の強化を図ります。

○教育懇談会の実施

- ・地域別教育懇談会を実施し、家庭や地域の方との連携の強化を図ります。

○統廃合関係校の教育活動の充実

- ・受け入れ後の教育環境や教育内容の充実を図ります。

⑤ 生徒指導の充実

ア 一人ひとりの健全な成長と学校生活の充実を目指した生徒指導の充実

○子どもと親の相談員、スクールカウンセラーの有効活用など教育相談体制の充実

○いじめ、不登校、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応等、校内生徒指導体制の充実

イ 不登校児童生徒や問題行動に対応する関係機関と連携した支援体制の充実

ウ 生徒指導協議会や校外補導協議会による健全育成活動の推進

⑥ 教育センター機能の充実

ア 教職員の指導力、資質の向上のための研修体制の充実

○生活指導、相談活動技能研修の実施

- ・スクールカウンセラーによるカウンセリング基礎講座を実施します。
- ・いじめ・不登校児童生徒への取り組みの実践事例研究を実施します。

○学級経営実践研修の実施

- ・小・中学校の学級づくりの研修を実施します。
- ・問題傾向をもつ子どもや社会性が身につけにくい子どもへの接し方や指導法の研修を実施します。

○教科等指導研修の実施

- ・基礎基本を定着させるための授業づくりについての研修を実施します。

○学校マネジメント研修の実施

- ・校長、教頭、教諭に求められる学校経営上の心構えと学校運営方法についての研修を実施します。

○研修生専門研修の実施

- ・研修生3名への教科指導及び不登校対応に関する専門研修を実施します。

イ 教育相談活動と適応指導の充実

○教育相談の充実

- ・電話や面談による「やまびこ教育相談」の充実を図ります。

○不登校児童生徒の支援体制の充実

- ・適応指導教室「やまびこ学級」における支援と訪問指導の充実を図ります。
- ・スクールカウンセラーや子どもと親の相談員との連携による支援の充実を図ります。

○問題行動に対応する支援体制の充実

- ・問題行動に対応する関係機関との連携と支援の充実を図ります。

ウ 図書、資料の充実

- 教育関係図書の収集、整理、提供

- ・教職員の研修に役立つ図書や資料の収集、提供を積極的に行います。

目標指標

指 標 名		現状値	平成 23 年度	
			年度	目標値
基礎基本の定着状況調査 の全ての教科の目標値ク リア校の割合	小 5	40.1%	H18	75%
	中 2	8.3%	H18	67%
授業がわかると感じてい る児童生徒の割合	小 5	84.6%	H18	87%
	中 2	66.6%	H18	75%
カリキュラムの中の広瀬 淡窓に関する学習を取り 入れている学校の割合	小学校	27.2%	H18	75%
	中学校	2.5%	H18	50%
読書活動を週 1 回以上取り入れている学校の割合		80.8%	H17	90%
食育に関する年間計画を作成し実践している学校の割合		21.2%	H17	80%
「日田市教育を考える週間」への保護者や地域の方の参加者数		9,868 人	H17	10,000 人
不登校児童生徒の割合	小学生	0.42%	H17	0.32%
	中学生	2.45%	H17	1.84%
スクールガードの小・中学校への配置		100%	H18	100%
学校版 I S O を取得し、環境教育を推進している学校の割合		61.7%	H17	100%

2 特別支援教育の推進

現状と課題

- 特別支援学校や障がい児学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等の児童生徒が増加傾向にあ

ります。このような状況の中、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導と教育的支援の充実を図っていく必要があります。

これからの基本方向

- ① 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の自立と社会参加をめざした個別の教育支援計画の作成とそれに基づいた的確な支援の一層の充実、支援体制の整備に努めます。
- ② 特別支援連携協議会の設置、特別支援教育活動サポート事業の推進など、障がいの重複化、多様化に対応した教育環境の整備に努めます。

主な取り組み

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
 - ア 障がいの種類や程度を把握した就学指導の実施と保護者の理解促進
 - イ 学校卒業後の進路を見据えた個別支援計画の作成と効果的な指導の実施
 - ウ 特別支援教育コーディネーターの配置及び支援方法検討のための校内委員会の設置
 - エ 障がいの早期発見、保護者の悩みや不安の解消など、教育相談体制の充実
- ② 障がいの重複化、多様化への対応
 - ア 学習障がい児等への対応の充実
 - 福祉・医療機関と連携した支援のあり方を検討する特別支援連携協議会の設置
 - 言語障がい・学習障がい等の通級学級における指導の充実
 - イ 特別支援教育活動サポート事業の推進
 - 特別な教育的支援を行う補助職員の配置と支援の充実
 - ウ 特別支援教育のセンター的な役割をもつ特別支援学校との連携強化
 - 小・中学校の教職員への支援
 - 障がいのある児童生徒への支援

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成 23 年度
個別支援計画を作成している学校の割合	0%	H17	100%
特別支援教育校内検討委員会設置校の割合	34.1%	H17	100%
特別支援連携協議会の設置	未設置	H17	平成 19 年度設置
特別支援教育サポート事業	未設置	H17	平成 19 年度設置

3 学校人権教育の充実

現状と課題

- 学校における人権教育は着実に根付き、広がりを見せてきていますが、児童生徒に人権尊重の理念について十分な認識がいきわたっていない、人権感覚が十分に身に付いていない等、単なる知識の習得に終わってしまっている現状も見られます。そのため、学校教育においては、人権についての知的理解を深めるとともに、人権尊重の理念の理解・体得や人権感覚を身に付けることを目指した人権教育を進める必要があります。
- 人権教育の効果を高めるために、学習の場である学校・学級自体を人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎった環境としていく必要があります。

これからの基本方向

- ① 学校の教育活動全体を通じた人権教育を展開する中で、人権を大切にするための知識・態度・実践力を総合的に育成するとともに、家庭・地域と連携した人権教育の充実に努めます。

主な取り組み

① 学校教育における指導の充実

ア 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

○人権教育推進体制の確立

- ・人権に配慮した教育指導を行うために校長を中心とする人権教育推進のための校内体制の確立を図ります。
- ・全教職員の共通理解に基づいて人権教育目標を定めるとともに、人権教育の視点に立った教育活動を教育課程及び指導計画に意図的に位置付け、学校生活のあらゆる機会や場において、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を適時適切に推進します。

○人権教育の推進環境の整備

- ・教室・言語環境等の整備や望ましい人間関係を育てる学級経営に取り組むことにより、人権教育の基盤となる人権尊重の精神がみなぎる学校・学級環境づくりに取り組みます。

イ 人権教育の内容及び指導方法の充実

○自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力の育成

- ・自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の3つの側面から調和的に育成していきます。
- ・学習成果が日常生活における実践に結びつく教材の選定・開発や、児童生徒が意欲的・主体的に学ぶことができる学習方法の導入等、学校における人権教育の指導方法等の改善・充実に努めます。

○教職員研修の充実

- ・全教職員を対象に人権問題を正しく理解・認識していくための研修や人権教育の手法

について学ぶための研修の充実を図ります。

ウ 家庭・地域との連携及び校種間の連携の促進

○家庭や地域社会の協力を得るための取組みの推進

- ・学校における人権教育を肯定的に理解してもらい、家庭や地域社会の協力や支援を得るために、人権学習の公開や学校における人権教育の取組みを紹介するための学年、学級懇談会等を開催します。

○教育内容や指導方法に関する情報交換の推進

- ・公開授業研究会や児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの共同研究等の取組みを通して、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携を進めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成 23 年度
学期ごとに校内人権教育推進委員会が開催された学校の割合	70.2%	H17	100%
人権教育に関わる体験的参加型学習を実施した学校の割合	78.7%	H17	100%
人権教育に関わる授業公開(近隣校教職員対象)を実施した学校の割合	10.6%	H17	100%
人権教育に関わる授業参観(保護者対象)を実施した学校の割合	78.7%	H17	100%

4 高等教育の充実

現状と課題

- 国際化・情報化が進む中で、それらに対応できる豊かな想像力や人間性、専門知識を持った人材が求められています。このため、教育効果の向上と生徒の健全育成を図るため、高等学校との連携強化、教育環境の整備等を促進する必要があります。

これからの基本方向

- ① 生徒一人ひとりの個性の伸長と、社会の変化に対応できる力の育成を図るため、高等学校との連携を深めるとともに、教育環境の整備に努めます。

主な取り組み

① 高等学校との連携強化と教育環境の整備

ア 学力向上と健全育成における連携の強化

- 指導内容や指導方法、学習教材の改善に関する連携の強化

